

保存版

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405

退職後の健康保険

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階

ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 退職後、健康保険はどうすればいいの？

解説) 74 歳までの被保険者 (ご本人) が退職などで、これまでの健康保険の加入資格を喪失した場合には、下記のいずれかの健康保険に加入の手続きをする必要があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、**退職された方ご自身で、次に加入する健康保険の選択と加入の手続き**をお願いします。

退職後	再就職 (健康保険のある事業所へ1日の空白もなく)	再就職しない		
資格	①再就職先の健康保険の被保険者	②国民健康保険の被保険者	③協会けんぽの任意継続被保険者	④家族の健康保険の被扶養者
加入要件	新しい勤務先にご確認ください	お住まいの市区町村へご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があるため、ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	事業主と折半で負担	前年の所得などにより決定 ※離職理由による軽減制度があります	退職前に控除されていた健康保険料を2倍した額※金額に上限があります	被扶養者の負担はなし
申請先	新しい勤務先	お住まいの区市町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	家族の勤務先

注意！ 協会けんぽの任意継続加入手続きの注意点

- ・被保険者 (ご本人) が住んでいる協会けんぽ都道府県支部へ「任意継続被保険者資格取得申出書」および添付書類を郵送ください。
- ・資格喪失日 (退職日の翌日) から、それまで使用していた保険証は使用できなくなります。すみやかに事業所へご返却ください。被扶養者 (ご家族) の保険証や、高齢受給者証も同様にご返却ください。
- ・雇止めや、倒産・解雇などにより離職された方 (非自発的失業者) の国民健康保険の保険料は、任意継続の保険料よりも安くなるケースがありますので、お住まいの区市町村へご確認ください。

